

第6次門川町社会福祉協議会
地域福祉活動計画
(社協事業)

社会福祉法人 門川町社会福祉協議会
(令和8年4月作成)

目 次

1. 目的と計画の必要性	1
2. 地域福祉総合計画	2
3. 各部署の推進項目	3
4. 年次計画	4
1) 法人経営体制の充実（総務課）	
(1) 経営基盤の安定化	
(2) 人材育成と確保	5
(3) 業務の効率化と透明性の確保	
(4) 計画の実行性と継続性	6
2) 地域福祉事業の推進（地域福祉課）	7
(1) 地区福祉推進委員会活動の推進	
(2) 地域課題を解決するための課題の把握とサービス開発	
(3) 住民主体のボランティア活動の推進	8
(4) 関係機関・団体とのネットワーク形成	
(5) 生活困窮者等への支援	9
3) 住民の安心・安全を守る事業の推進（あんしん生活課）	10
(1) 災害対策に関する事業の推進	
(2) 災害ボランティアに関する事業の推進	
(3) 総合相談窓口の設置	11
(4) 成年後見事業等による住民の権利擁護の推進	
(5) 住民による支え合い活動と福祉用具の貸出し	
4) 生活支援事業の推進（生活支援課）	12
(1) 居宅介護支援事業の推進	
(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進	
(3) ホームヘルプサービス事業の推進	13
(4) 新たなサービスに関する検討	
(5) 障がい者相談支援事業の推進	
(6) 地域活動支援センター事業の推進	
5) 地域包括支援センター事業の推進（地域包括支援センター）	14
(1) 一般介護予防事業の推進	
(2) 包括的施策支援事業の推進	15
(3) 認知症施策支援事業の推進	
(4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）の推進	

1. 目的と計画の必要性

1) 目的

少子高齢化の進行と人口減少により、家庭や地域の支え合いの基盤が弱くなっています。さらに、貧困や孤立、介護、障害、子育て、就労などの課題が重なり合う世帯が増え、従来の分野別の制度だけでは対応が難しくなっており「地域共生社会の実現」求められています。「地域共生社会」とは、制度や分野の縦割り、そして「支える側」と「支えられる側」という関係を越えて、地域の多様な人や団体がつながり合う社会です。福祉分野に限らず、環境・経済・社会をともに良くしていく「持続可能な地域づくり」の観点からも、地域レベルで人と人、人と資源が循環し、多様な人が役割と生きがいを持てるコミュニティの形成が必要とされています。

これらの課題を解決していくため、門川町では令和8年3月に「門川町地域福祉総合計画」を策定しました。

この計画の基本理念は、「一人ひとりが『主役』、誰もが安心して暮らせるまちづくり」であり、その理念に基づき、さまざまな事業が計画されています。

そして、この基本理念を実現するため、令和8年度からの5年間に門川町社会福祉協議会が取り組むべき事業の具体的な内容を定めた「第6次門川町地域福祉活動計画」を作成することとしました。

2) 計画の必要性

①複雑化・多様化する福祉課題への対応

現在、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しています。

これまでの支援体制では対応が困難な状況が深刻化しているため、社協はこれらの変化に迅速かつ的確に対応するための計画的な取り組みが求められています。

②地域共生社会の実現に向けた役割

地域における福祉活動の方向性を明確にし、制度の狭間にある福祉課題への対応や、新たな福祉サービス・事業の創出に取り組むことが重要です。

③組織運営の強化と持続可能な事業経営

計画を策定することで、社協の事業運営や経営ビジョン、目標が明確になります。計画に基づき定期的な評価を行い、事業の改善を図るPDCAサイクルを回すことで、より効果的な地域福祉活動を展開できます。

④住民からの信頼と期待への応え

地域住民とともに課題を把握し、支え合いながら地域福祉活動を展開していくための、人と地域をつなぐ仕組みを整備する役割も果たします。

2. 地域福祉総合計画

(第4次門川町地域福祉計画・第6次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画)

『一人ひとりが「主役」、誰もが安心して暮らせるまちづくり)』

【基本目標1】

誰もが主役のまちづくり

【重点施策】

- (1) 地域での支え合い活動を支援します。
 - ①地域コミュニティ組織への支援
 - ②住民主体のボランティア活動への支援
- (2) 自分らしく生きるための支援の充実を図ります。
 - ③子ども・高齢者・障がい者（児）やその家族にやさしいまちづくりの推進
 - ④成年後見制度等の権利擁護の推進
 - ⑤身近な居場所づくりの推進

【基本目標2】

健やかに安心して

生活できる体制づくり

【重点施策】

- (3) 多様かつ複合的な生活課題への取組みの充実を図ります。
 - ⑥重層的支援体制整備事業の推進（相談窓口の充実）
 - ⑦生活困窮等への支援の充実
 - ⑧ひきこもり等社会的孤立者対策の推進
 - ⑨虐待や暴力（DV）の防止対策の推進
 - ⑩自殺対策の推進
 - ⑪再犯防止対策の推進
- (4) 安心して暮らせる体制づくりを進めます。
 - ⑫地域の見守り体制の強化
 - ⑬災害時の支援体制の整備

【基本目標3】

持続可能な地域福祉を

推進するための基盤づくり

【重点施策】

- (5) 地域福祉に関心を持つ機会づくりを進めます。
 - ⑭地域福祉に「触れる」・「学ぶ」機会づくりの推進
 - ⑮情報の提供・発信の充実
- (6) 地域福祉の担い手の育成を進めます。
 - ⑯民生委員・児童委員活動の充実
 - ⑰地域ボランティア等への活動支援の充実
 - ⑱専門性の向上の取組みの実施
- (7) 多機関の協働の取組みを進めます。
 - ⑲多機関連携のネットワークの強化

3. 各部署の推進項目

1) 法人経営体制の充実（総務課）

- (1) 運営基盤の安定化
- (2) 人材育成と確保
- (3) 業務の効率化と透明性の確保
- (4) 計画の実行性と継続性

2) 地域福祉事業の推進（地域福祉課）

- (1) 地区福祉推進委員会活動の推進
- (2) 地域課題を解決するための課題の把握とサービス開発(生活支援体制整備事業)
- (3) 総合相談事業の推進
- (4) 住民主体のボランティア活動の推進
- (5) 災害に強い地域づくりの推進
- (6) 関係機関・団体とのネットワーク形成
- (7) 生活困窮者等社会的孤立者に対する事業の推進

3) 住民の安心・安全を守る事業の推進（あんしん生活課）

- (1) 災害対策に関する事業の推進
- (2) 災害ボランティアに関する事業の推進
- (3) 総合相談事業の推進
- (4) 成年後見事業等による住民の権利擁護と日常生活支援の推進

4) 生活支援事業の推進（生活支援課）

- (1) 居宅介護支援事業の推進
- (2) 通所介護（デイサービス）事業の推進
- (3) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進
- (4) 障がい者相談支援事業の推進
- (5) 地域活動支援センターの実施

5) 地域包括支援センター事業の推進（地域包括支援センター）

- (1) 一般介護予防事業の推進
- (2) 包括的施策支援事業の推進
- (3) 認知症施策支援事業の推進
- (4) 介護予防支援事業の推進

4. 年次計画

1) 法人経営体制の充実

地域福祉を推進するためには、社会福祉協議会の事業運営や経営に関する明確なビジョンと目標が不可欠になるため、社会福祉制度、地域の福祉課題、福祉サービスの状況、住民参加の取り組みなどを丁寧に把握・検討するとともに、組織体制、事業内容、職員の推進体制、財務状況など十分考慮し、具体的な取り組みを進めていきます。

(1) 運営基盤の安定化

組織、財務、事業の運営基盤を強化し、将来にわたって地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を十分に果たせるように、経営の安定化を図っていきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
理事会、評議員会の充実	住民に対し社協事業の理解の促進を図り、適正な法人運営に努めます。					
	社協理事・監事の委嘱	→	改選	→	改選	→
	社協評議員の委嘱	→	→	→	改選	→
	研修会の実施（役員研修）	→	→	→	→	→
福祉センターの指定管理の受託	適正・効率的な管理運営に努めます。					
	福祉センターの適正な管理の充実	指定	指定	指定	指定 入札	
	福祉センター設備の適正な管理と点検					
住民の社協事業に対する理解を高める活動	住民及び事業所等に対し、広報・啓発を行い社協事業の理解を高めます。					
	地区住民に対する社協事業・活動の情報提供（社協会費・共同募金）	→	→	→	→	→
	社協だよりの発行	→	→	→	→	→
	地区福祉推進委員会での社協事業の紹介	→	→	→	→	→
	社協パンフレットの活用と見直し	→	→	→	→	→
社協財源に関する検討	新たな寄付文化の創出や会費制度の見直し、介護保険事業等の見直しを行い、自主財源確保と経費削減を進めていきます。					
	コストシュミレーション（経費削減）	→	→	→	→	→
	内部監査、外部監査（税理士）による指導	→	→	→	→	→
	社協会員制度の実施（社協会費）	→	→	→	→	→
	一般寄付・香典返し寄付の受入	→	→	→	→	→
	共同募金運動の実施	→	→	→	→	→
	・配分事業の実施	→	→	→	→	→
	・街頭募金活動の実施	→	→	→	→	→

(2) 人材育成と確保

地域福祉活動を支える「人」の力は不可欠ですが、人材不足や新たな活動者の発掘が課題となっているため、人と人、人と場を的確に結ぶコーディネーターを育成していきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
適正な人員配置	キャリアパスを導入し、福祉人材の確保に努めます。					
	働き方改革の取り組み					
	職員の専門資格の取得支援					
	障がい者雇用に関する取り組み					
職員の資質向上	社協が目指す公正・公平で良質なサービスを提供できる職員の育成に努めます。					
	年次ごとの研修計画の作成					
	外部研修への積極的な参加					
	採用時研修の充実と推進					
	職員研修会の充実					
働きやすい職場の環境づくり	ワークライフバランスを目指し、働きやすい職場環境を作ります。					
	仕事と家庭の両立支援の取り組み	→	見直し			
	メンタルヘルスに関する取り組み					
	社会保険労務士による相談の実施					
	職員の待遇改善に努めます。	見直し				
	福利厚生の充実化への取り組み（互助会運営委員会の実施）					
事業実施体制の改善	事業が円滑に実施できるよう適正な職員体制を整えていきます。					
	業務マニュアルの見直しと改善					
	制度改革に対応できるサービス内容の見直し					
	定年制度に関する検討					
	適正な職員体制の確立	検討	検討			

(3) 業務の効率化と透明性の確保

新しい機器やシステムの導入による業務効率化や、情報漏洩などのリスク管理体制の強化に努めます。また、社会福祉法人としての運営の透明性を図り、住民や関係機関からの信頼を高めていきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
事務処理の合理化	ICT・AIの研修会に参加し、業務効率化に沿った情報収集に努めます。					
	SNSに関する規程の整備	見直し	実施			
	タブレット使用に関する規程の整備	見直し	実施			
	SNSの運用	見直し	実施			
	タブレットの活用	見直し	実施			
	OCR（光学文字認識技術）の活用 ※OCR…紙の文字をパソコンで使える「文字データ」に変える仕組み。	導入 見直し	実施			
	ICT（情報通信技術）の活用	導入 見直し	→	見直し	→	導入
	個人情報の保護と管理（クラウド）					

(3) 業務の効率化と透明性の確保（つづき）

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
情報公開の充実	情報公開規程に基づき、情報公開の推進を図っていきます。					
	社協だよりの発行（月１回）【再掲】					
	社協だより編集委員会の開催					
	事業計画書、事業報告書の作成と公開					
	社協パンフレットの配布			見直し		
	ホームページの更新					
苦情対応への取り組みの充実	苦情に対して適切な対応を図ることに努めます。					
	苦情解決委員の設置		改選		改選	
	苦情解決委員の周知					
	苦情解決委員研修の参加					
	苦情受付責任者・担当者の配置					

(4) 計画の実行性と継続性

計画の実行性を高めるための進捗管理や評価体制の強化に取り組めます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
総合計画の推進と行政との連携	「地域共生社会」の実現を目的に5年間の計画を立て、社協事業の方向性や目標を決めています。					
	門川町地域福祉総合計画の策定と見直し				見直し	
	第6次門川町地域福祉活動計画の推進					
	第7次門川町地域福祉活動計画の策定					策定
	住民に対するアンケート調査の実施			実施		
	町当局及び関係機関との合同会議の実施					

2) 地域福祉事業の推進（地域福祉課）

「地域共生社会」とは、誰もが住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無に関わらず互いに支え合いながら自分らしく生きられる社会づくりです。

制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として地域づくりに参加することで、一人ひとりの暮らしと生きがいが創出されます。

地域福祉課では地区福祉推進委員会、福祉団体、ボランティア団体等と連携し、「地域共生社会」の実現を目指します。

(1) 地区福祉推進委員会活動の推進

福祉推進委員は、住民の見守り活動及び必要時に専門機関に繋げる活動を行います。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地区福祉推進委員会の活動支援	地区福祉推進委員の委嘱		一斉改選		一斉改選	
	地区福祉推進委員長会の実施					
	地区福祉推進委員座談会の実施					
	地区福祉推進委員活動マニュアルの見直し	見直し		見直し		見直し
	地区福祉推進委員長マニュアルの見直し	見直し		見直し		見直し
	地域の見守り活動支援 (安心カードの配布と見直し)	見直し	配布			
	活動費の助成（地区福祉推進委員会）	検討	実施			
	活動費の助成（自主活動・年末年始事業）	検討	実施			
	門川町福祉推進大会の開催（社協主催）					
	門川町保健福祉大会の開催（町主催）					

(2) 地域課題を解決するための課題の把握とサービス開発（生活支援体制整備事業）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、生活支援コーディネーターが多様な主体と連携を図りながら助け合い支え合える関係づくりに取り組みます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
生活支援コーディネーターによる事業の推進	生活支援コーディネーターの配置					
	買い物支援事業の検討と実施	検討		実施		
	門川高校及び門川中学校生徒のボランティア活動支援					
	生活支援ボランティアの育成					
	移動支援に関するボランティアの育成	検討 実施				
	I C Tを活用した福祉事業の検討と実施	検討	モデル 指定	実施		
	誰もが参加できる居場所づくり	検討				

(3) 住民主体のボランティア活動の推進

誰もが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるように環境を整えます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
ボランティアセンター事業の推進	ボランティアセンターの設置					
	ボランティア研修会の開催					
	ボランティアに関する情報発信					
	ボランティア連絡協議会の活動支援					
	行事等託児ボランティア事業の実施	見直し				
	ボランティア活動の表彰推薦 (県及び町の大会等での推薦)	検討	検討 推薦	検討	検討	検討 推薦
	ボランティア講師の発掘と登録	検討				
	ボランティア活動助成の実施	検討				
	高齢者スポーツ活動助成の実施					
子どもの安全を守る事業の推進	子ども見守りネットワーク推進会議の開催					
	登下校時の見守り活動の実施					
	夜間及び新学期の巡回パトロールの実施					
福祉教育の推進	社会福祉普及推進校活動助成					
	福祉教育に関する情報の提供					
	学校運営協議会の参加					
ボランティア情報の発信	社協だよりの発行(月1回)					
	ホームページによる情報発信					
	社協パンフレット配布					
	町内掲示板 (地区・企業・学校・施設等)の活用					

(4) 関係機関・団体とのネットワーク形成

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
関係機関・団体とのネットワークの強化	福祉団体等の自主活動の育成及び支援を行うと共に関係機関・団体と連携・協働します。					
	福祉団体等事務局の設置					
	・民生委員児童委員協議会					
	・ボランティア連絡協議会					
	・高齢者クラブ連合会					
	医療と福祉の広域的なネットワーク構築	検討				
	活動の活性化につながる情報の提供					
	子ども見守りネットワーク推進会議の開催					
	地域住民及び福祉団体等との連携					

(5) 生活困窮者等への支援

暮らしや住まい、仕事、お金のこと等、困難な状況の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行うため他機関と連携して支援を行います。

また、一時的・緊急的に食べ物に困っている方への食品提供だけではなく、その世帯状況を把握し必要時には関係機関と連携を図りながら支援をしていきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
生活困窮者等への支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業の実施					
	生活支援品支給事業 (フードバンク等事業) の実施					
	フードドライブ事業の実施	検討				
	住まいの確保事業の実施	検討				
	生活福祉資金貸付事業の実施 (県社協事業)					
	たすけあい資金貸付事業の実施 (本会事業)					
	生活困窮者支援に関する会議の参加					

3) 住民の安心・安全を守る事業の推進

災害から身を守るために、災害に対する理解や事前の備えを十分に行い「自助」「共助」「公助」の取組を推進し、災害に強い地域づくりを進める必要があります。

また、災害に強い地域づくりを進めるために、日頃から地域において高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」の所在や状況を把握し、避難時における安否確認や避難支援が行えるよう「避難行動要支援者名簿」の整備を進めるとともに、避難行動に支援が必要な人の一人ひとりの具体的な避難方法等を定めた「個別避難計画」の作成を推進する必要があります。

災害に強い地域づくりを目指し、各事業を推進します。

(1) 災害対策に関する事業の推進

災害対策基本法に基づいた門川町地域防災計画の「避難行動要支援者等」の把握について行政と連携を図ります。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
災害対策に関する事業の推進						
	避難行動要支援者等の把握	調査	更新	更新	更新	更新
	災害に関する情報の発信					

(2) 災害ボランティアに関する事業の推進

平時から行政や福祉団体、企業等と情報共有を行い連携強化を図ります。

また、研修を通して災害ボランティアセンターの運営に関する知識や技術の向上を行い、被災時に対応できる体制づくりに繋がります。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
災害時の支援体制の整備	災害ボランティア推進協議会の事務局運営と活動の推進					
	災害ボランティア推進協議会の開催					
	災害ボランティアセンター設置訓練の実施					
	避難行動要支援者（高齢者・障がい者・子ども等）に対する支援					
	個別避難計画に関する会議の参加					
	防災士との連携					

(3) 総合相談窓口の設置（総合相談事業）

住民の福祉課題や生活全般の課題は複雑・多様化しており、それらに対応できるよう相談事業の充実を図ります。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
総合相談事業の推進	法律等相談窓口の設置					
	無料弁護士相談の実施					
	I C Tを活用した新たな相談事業の実施（オンライン相談など）		検討	実施		

(4) 成年後見事業等による住民の権利擁護の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上保護を行います。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
成年後見事業の実施	成年後見センターかどがわの運営					
	成年後見センターかどがわ運営委員会の開催 (年2回)					
	人材育成(法人後見支援員の育成、専門員研修の参加)					
日常生活自立支援事業所の実施	・認知症、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理や日常生活に関する支援を行います。					
	専門員の配置					
	生活支援員の配置					
	専門員の人材育成	育成		配置実施		
	生活支援員の人材育成	育成		配置実施		
	日常生活自立支援事業に関する周知と広報	実施				

(5) 住民による支え合い活動と福祉用具の貸出し

住民相互の助け合い活動や福祉用具の貸出しにより自立した生活が送れるよう支援していきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
住民参加型在宅福祉サービス	住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」活動支援					
	研修を行い活動者の資質向上に努めます。					
福祉用具貸出事業	車いすや歩行器等の福祉用具の貸出					
	投薬器等介護保険外の福祉用具の貸出					

4) 生活支援事業の推進（生活支援課）

高齢者や障がい者が人として尊厳を持ち、その人らしく地域の中で暮らすために様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行います。また認知症、精神障がい、知的障がいなどで判断能力が不十分な方々が、地域社会で自立した生活を送るための支援を行います。

(1) 居宅介護支援事業の推進（介護保険事業）

在宅生活に必要な支援や助言を行い、個々の課題や地域資源に関する課題等についても知識を深め、質の高い支援を行います。さらに自助互助機能が高められるような助言をするとともに、地域の社会資源のコーディネート等を行います。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
居宅介護支援事業所の開設	特定事業所加算の取得	→				
	新たなサービスに関する提言	→				
	I C T ・ A I を活用した業務の推進	→				
	自動音声入力活用した業務の推進	→				

(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進

通所介護は、高齢者の心身機能の維持・向上と社会的孤立の防止を図り、在宅生活の継続を支援することを目的として実施し、利用者の状態に応じ、入浴、食事、機能訓練等のサービスを提供するとともに、家族介護者の負担軽減に努めます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
通所介護（デイサービス）事業の実施	通所介護事業の実施	→				
	第1号通所事業 通所型サービスの実施	継続	→			
	基準該当生活介護事業の実施	継続	→			
	処遇改善加算による介護職員の処遇改善	継続	→			
	I C T ・ A I 導入による業務効率化	導入実施	→			

(3) ホームヘルプサービス事業の推進

利用者が住み慣れた自宅で安心して日常生活を送れるよう支援します。介護職員（ホームヘルパー）が訪問し、身体介護や生活支援を提供します。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
ホームヘルプサービス事業の実施	訪問介護事業の実施	→				
	第1号訪問事業 訪問型サービスの実施	→				
	障がい者ホームヘルプサービスの実施	→				
	処遇改善加算による介護職員の処遇改善	→				
	I C T ・ A I 導入による業務効率化	→				

(4) 新たなサービスに関する検討

利用者の多様なニーズや社会の変化に対応するため、サービスの見直しと改善、新しいサービスの開発に向けて検討を重ねていきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
新たなサービスの検討	既存の事業の見直し	検討				
	新たな事業の検討	検討 検討 試行				

(5) 障がい者相談支援事業の推進

総合的な相談に応じ、様々な申請や手続きの支援、サービス利用するための新、専門機関への紹介等を行います。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
障がい者相談支援事業所の開設	障がい者相談支援員の配置（3名）					
	障がい児・者に対する会議の参加					
	障がいの理解に関する研修の実施					
	障がい者の個別避難計画会議の参加					
	災害弱者（障がい者）に対する相談支援					

(6) 地域活動支援センター事業の推進

障がい者の方々が利用できる日中活動の場を提供し、社会参加等を促していきます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地域活動支援センターの開設	地域活動支援センター事業の実施					
	サテライト活動の実施					

5) 地域包括支援センター事業の推進（地域包括支援センター）

高齢者が自立した生活が送れるよう介護予防、認知症支援、権利擁護、ネットワーク形成など各種事業に取り組みます。

(1) 一般介護予防事業の推進

町内の高齢者が気軽に参加できる、運動・交流・口腔ケアを組み合わせた予防活動を進めるとともに、地域サロンの活性化の支援やサポーター育成を通じて地域で支え合う体制を強化します。

また、認知症・フレイル予防として、栄養・運動・社会参加を組み合わせた支援により、早期の気づきと対応で重度化を防ぐ介護予防に取り組みます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
介護予防教室	介護予防や生活に役立つ内容の教室を実施 介護予防教室内容の広報、企画調整、実施	調査・分析	継続			
	前期高齢者向けの出前講座の実施	継続				
いきいき百歳体操の普及推進 (かみかみ、しゃきしゃき)	活動の普及・啓発	実施				
	(体操不参加者の) アンケート調査	ニーズ調査・分析				
	チャレンジ教室としての実施 新規参加者の増加や体操の継続	継続				
	体力測定 (公民館以外での拠点作り)	継続				
	百歳体操の普及	実施				
ノルディックウォーク	災害に備えたノルディックの実施	継続				
	イベントをとおして交流や情報交換	継続				
短期集中通所型予防サービス	日常生活の中での困りごと (身体的な) を、専門職が機能訓練を通して、生活機能の維持、改善を実施し地域での生活を継続	広報 継続				
パワーリハビリテーション	前期高齢者の交流の場としての体力づくり元気な高齢者を増やす取り組み	廃止の検討				
		上記の分析結果を踏まえニーズ調査し新たな企画を検討			試行	
西門川予防事業	行政区を超えた高齢者同士の交流や運動、レクレーションを通し、地域の活性化を図る	実施 継続	検討			
介護予防大交流会	表彰式の実施 地域活動の活性化を図る	実施 継続				
サロンサポーター養成と活動支援	次世代を担う新たなサポーターの育成講座の実施	継続				
	ニュースポーツを含めた交流会の継続 情報共有	継続				
自炊力チャレンジ教室	低栄養リスクの高い高齢者の減少を図る 3回講座 (年1回)	継続				
介護予防活動の支援と協力	拠点づくり (通いの場)	調査・分析 試行				
	SNS 活動への取り組みと活動内容の広報と発信	導入・実施				
	サロンの活動及びサポーターの活動支援 介護予防メニューの提供等	継続				

(2) 包括的施策支援事業の推進

地域の高齢者が安心して暮らせるよう、相談窓口として困りごとを受け止め、高齢者の権利を守る支援を行います。

また、地域の介護支援専門員や介護サービス事業所を支え、支援の質を高めるとともに、医療と介護の連携による“切れ目のない支援”に取り組みます。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
地域包括支援センターの相談事業の実施	総合相談支援業務の実施	継続				
	権利擁護に関する業務の実施	継続				
	虐待に関する業務、情報提供、研修、ネットワークとの連携	継続				
	消費者被害に関する情報の提供、研修の開催	継続				
	地域ケア会議のニーズの把握	継続				
	重層的支援体制整備事業に関する会議の開催	継続				
	介護サービス事業所、合同事業所連絡会の開催	継続				
	介護支援専門員連絡会の開催	継続				
	保健・医療・福祉関係機関の連携	継続				

(3) 認知症施策支援事業の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見・早期支援にて、生活の質を守る初期支援や地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、認知症予防として、生活習慣の改善や社会参加を促し、認知症予防を推進します。

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
認知症地域支援推進員	認知症に関する研修会	継続				
	オレンジカフェの後方支援・立ち上げ	継続				
	チームオレンジの取組み	継続				
	認知症サポーター養成講座	継続				
	小学校対象のサポーター養成講座 地域福祉課（社協）、行政・教育委員会へ相談	企画立案→検討		実施		
	認知症サポーターステップアップ講座	継続				
	認知症高齢者の実態把握	継続				
SOSネットワークの連携	認知症ひとり歩き模擬訓練	継続	見直し	実施		
認知症初期集中支援チームとの連携	会議、情報共有、連携、啓発活動	継続				

(4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）の推進

町内の高齢者ができる限り自立して暮らし続けられるように、心身機能の維持・改善を目的として支援を実施していきます。

【主な役割】

- ・心身機能の不安や生活課題の把握
- ・介護予防ケアプランの作成
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・継続的なモニタリング

具体的な取組	実施内容	年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
介護予防支援事業の実施	介護予防ケアマネジメント業務	継続				
	介護予防支援	継続				
	ICTを活用したケアマネジメント等の推進	検討・試行		実施		